

チャレンジ!「ふるさと納税」

「ふるさと納税」は、納税とは言いますが、自治体への寄附のことです。「ふるさと」も、自分が生まれた場所に限らず、旅行して好きになった場所、行ってみたい場所など、全国どこでも自由に選ぶことができます。

「ふるさと納税」にはいくつかの特徴があり、寄附の金額には家族構成や年収によって決められた上限があります。まずは、その特徴について紹介します。

・・・・・・・・「ふるさと納税」6つの特徴・・・・・・・・

1、自治体が自由に選べる

「ふるさと納税」の寄附先は自分の応援したい自治体を**自由に**選べます！また、複数の自治体に寄附することができます。

2、実質負担は2,000円

例えば、上限額を超えない範囲で4万円の寄附をした場合、3万8,000円が還付・控除されるため、**実質負担は2,000円**となります。

3、使い道を自分で決められる

「ふるさと納税」では、自治体が掲げる事業の中から、サポートしたい寄附金の使い道を**自分で選んで**寄附することができます。

4、お礼の品がもらえる

多くの自治体は寄附に対するお礼として、**特産品**などを用意しています。個性豊かな地域の恵みを楽しめることも大きな魅力です。

5、控除対象者は税金を納めた人

「ふるさと納税」の控除対象者は、住民税などの**税金を納めている人**。税金を納めていないと寄附ができて控除が受けられないので注意です。

6、お申し込みは簡単！

難しそうだと思われがちですが、手続きは意外と**簡単**です。寄附先が5か所以内なら、確定申告が不要な**ワンストップ特例制度**が利用できます。

次に、「ふるさと納税」の寄附から確定申告を行うまでのステップを紹介します。

・・・・・・・・「ふるさと納税」6つのステップ・・・・・・・・

ステップ1 自分の上限額の目安をチェック

まず、寄附金額の目安を確認しましょう。上限額を超えてしまった分は自己負担になってしまいます。



ステップ2 寄附する自治体と「お礼の品」を決める

寄附金の「使い道」と寄附に対する「お礼の品」などを検討して、寄附する自治体を決めます。各自治体の「ふるさと納税」情報をまとめた本やポータルサイトなどを利用すると便利です。



ステップ3 寄附を申し込む

「ふるさと納税」は事前に申し込みをしてから行います。申し込み方法は電話やインターネットなど自治体によってさまざま。「ふるさと納税ポータルサイト」が申し込みの窓口になっている自治体もあります。ワンストップ特例制度を利用したい人は同時に申し込みを行います。



ステップ4 寄附金を支払う

寄附金の支払い方法も現金書留や口座振替など自治体によって異なります。インターネットでカード決済ができる自治体も増えてきています。ただし、カード決済するなら名義に注意。控除を受ける本人の名義でないと控除が受けられない可能性があります。



ステップ5 「お礼の品」を受け取る

1週間から2か月で、寄附した自治体から「寄附金受領証明書」と「お礼の品」が届きます。（一緒に届く場合や別々に届く場合があります）。「寄附金受領証明書」は確定申告に必要なので大切に保管しておきましょう。



ステップ6 確定申告を行う

6か所以上に寄附をした場合は、翌年3月15日までに確定申告を提出します。



ステップ6 ワンストップ特例制度

寄附先が5か所以内でワンストップ特例制度を利用する場合、確定申告は不要です。ただし申請用紙の提出が必要で、期日に間に合わない場合は確定申告が必要になります。

.....ふるさと納税額（上限額）の目安.....

「ふるさと納税」の特徴や6つのステップを紹介してきましたが、お得に各地の名産品を楽しみつつ還付や控除を受けるためには、寄附金の上限額を知っておくことが大切です。上限額は、家族構成や年収によってさまざま。自分の上限額を知り、「ふるさと納税」をお得に楽しみましょう！

給与収入	共働き夫婦		夫婦（一方が専業主婦・主夫）	
	子供なし・ 16歳未満の子供	高校生の 子どもが1人	子供なし・ 16歳未満の子供	高校生の 子供が1人
300万円	28,000円	19,000円	19,000円	11,000円
400万円	42,000円	33,000円	33,000円	25,000円
500万円	61,000円	49,000円	49,000円	40,000円
600万円	77,000円	69,000円	69,000円	60,000円
700万円	108,000円	86,000円	86,000円	78,000円
800万円	129,000円	120,000円	120,000円	110,000円
900万円	151,000円	141,000円	141,000円	132,000円
1000万円	176,000円	166,000円	166,000円	157,000円
1500万円	389,000円	377,000円	377,000円	366,000円
2000万円	564,000円	552,000円	552,000円	540,000円

※「ふるさと納税」は、今年度の寄附分を来年度の住民税から減額してくれるものです。上記の上限額はあくまでも目安ですので、年収に変動がある方は注意が必要です。「ふるさとチョイス」「さとふる」「楽天市場」など、インターネット上で簡単に上限額のシミュレーションができます。

.....確定申告不要！「ワンストップ特例制度」.....

税金の還付・控除を受ける場合、原則として寄附をした翌年の3月15日までに確定申告をする必要があります。ただし、寄附先が5か所以内なら、確定申告しなくても税金が戻る「ワンストップ特例制度」が利用できます。寄附を申し込むときに所定の申請書の提出が必要です。

特例制度を利用できる人

- 寄附先が5か所以内
ひとつの自治体に複数回数寄附した場合、1か所と計算できます。
- 確定申告をする必要がない給与所得者
住宅ローン控除や医療費控除を確定申告する予定がある会社員や自営業者は対象外です。

！注意点！

- 「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」の提出が必要
押印が必要なためFAXやメールでの提出はできません。
- 全額、住民税からの控除になる
ワンストップ特例制度を利用すると、所得税からの還付はなく、全額住民税からの控除となります。

○マイナンバーの記入が必要です○

2016年からマイナンバー制度が始まり、確定申告やワンストップ特例申請にもマイナンバーの記入が必要となりました。いずれも本人確認が必要となるので、郵送する「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」には本人確認ができるものをコピーとして添付する必要があります。

※本人確認に必要なもの※

- ①個人番号カード（裏表のコピー）
- ②通知カード＋運転免許証、パスポートなど、顔写真付きの身分証明書（いずれもコピー）
- ③個人番号が記載された住民票の写し＋運転免許証、パスポートなど顔写真付きの身分証明書（いずれもコピー）